

平成 30 年 6 月 25 日

議長 大 田 守 殿

平成 25 年 6 月の行政視察調査特別委員会
委員長 国 吉 武 光

平成 25 年 6 月の行政視察調査特別委員会調査報告書

本委員会に付託の事件について、調査の結果、別紙のとおり決定したから会議規則
第 109 条の規定により報告します。

平成 25 年6月の行政視察調査特別委員会 調査報告書

平成 30 年6月

目 次

1. 調査の趣旨	・ ・ ・ ・	1
2. 特別委員会の設置		
(1) 設置の経緯	・ ・ ・ ・	1
(2) 特別委員会の設置決議	・ ・ ・ ・	2
(3) 委員の構成	・ ・ ・ ・	4
3. 委員会の開催状況	・ ・ ・ ・	5
4. 資料の提出	・ ・ ・ ・	6
5. 調査の内容		
(1) 網走カントリークラブへの照会について	・ ・ ・ ・	6
(2) オホーツクカントリークラブへの照会について	・ ・ ・ ・	6
6. 総括	・ ・ ・ ・	7

1. 調査の趣旨

平成 28 年 12 月 5 日付の読売新聞に、平成 25 年 6 月に本市の議員 8 人が公費で北海道網走市を訪れた際、4 人の市議（当時）が「市内視察」と称してゴルフをしていたことがわかったとの記事が掲載された。ゴルフをした 4 人のうち、3 人はすでに議員の任期を終えていたが 1 人が現職であったことや、行政視察の行程中に起こった出来事であることから本市議会内でも問題視する声が上がった。

これを受けて糸満市議会として、平成 25 年 6 月 4 日から 6 月 7 日にかけて行われた行政視察の事実関係を明らかにし、再発防止につなげるため平成 28 年 12 月定例会において、平成 25 年 6 月の行政視察調査特別委員会を設置し調査を行い、平成 29 年 9 月定例会において中間報告を行った。

今回、市議改選後において、この問題について解明されていないところがあり、さらなる調査が必要と判断されたことから同特別委員会を再び設置し調査していくことになった。

2. 特別委員会の設置

（1）設置の経緯

平成 28 年 12 月より地方自治法第 100 条調査権を付与した平成 25 年 6 月の行政視察調査特別委員会を設置し、平成 25 年 6 月に実施した 5 会派（兼城クラブ、市民クラブ、新政クラブ、三和クラブ、糸翔クラブ）による行政視察（東京都、北海道）に関する事項について調査を行った。同特別委員会は参考人質疑を行うとともに、ゴルフの件と観光の件を問題点とし調査を進め、平成 29 年 9 月定例会で中間報告をした後に議員の任期満了に伴い平成 29 年 12 月 2 日に消滅した。

市議改選後の平成 29 年 12 月定例会において、議員より平成 25 年 6 月の行政視察調査特別委員会を再度設置し調査を行いたい旨の声が上がったことから、平成 29 年 12 月 25 日の議会運営委員会で協議した結果、地方自治法第 100 条調査権を付さずに「平成 25 年 6 月の行政視察調査特別委員会」を設置することが決定した。

平成 29 年 12 月定例会の最終日である 25 日の本会議において、平成 25 年 6 月の行政視察調査特別委員会設置に関する決議が全会一致で可決された。

(2) 特別委員会の設置決議

議員提出議案第 25 号

平成 25 年 6 月の行政視察調査特別委員会設置に関する決議について

上記に関し、別紙のとおり決議するものとする。

平成 29 年 12 月 25 日

提出者 新 垣 安 彦

賛成者 金 城 寛

〃 金 城 悟

〃 浦 崎 暁

〃 金 城 敏

〃 新 垣 勇 太

〃 金 城 一 文

〃 徳 元 敏 之

平成 25 年 6 月の行政視察調査特別委員会設置に関する決議

1 特別委員会の設置

平成 25 年 6 月に実施した 5 会派による行政視察（東京都、北海道）に関する調査をするため、委員会条例第 6 条の規定により特別委員会を設置するものとする。

2 付託事件

(1) 平成 25 年 6 月の行政視察（東京都、北海道）に関する調査

3 調査期限

本特別委員会は、2 に掲げる事件の調査及び審査が終了するまで閉会中もなお継続審査することができる。

4 委員定数

本特別委員会の委員は 10 人とする。

(3) 委員の構成

委員会の定数 10 人

委員長	国吉武光君
副委員長	新垣勇太君
委員	玉城哲郎君
委員	金城悟君
委員	上原勝君
委員	浦崎暁君
委員	伊敷郁子さん
委員	玉村清君
委員	當銘真栄君
委員	新垣安彦君

3. 委員会の開催状況

回 数	開催日	審査及び調査の概要、決定事項
第 1 回	H29. 12. 25	・ 正副委員長の互選 委 員 長 国吉 武光 副委員長 新垣 勇太
第 2 回	H30. 1. 31	・ 委員の席を決定した。 ・ ゴルフバッグの貸出状況について、ゴルフ場に照会を行うかを協議した。 ① 網走カントリークラブ ② オホーツクカントリークラブ - 以上 2 カ所に照会を行うことを決定した。
第 3 回	H30. 3. 13	・ 平成 25 年 6 月の行政視察調査特別委員会照会事項（回答票）（網走カントリークラブ）、平成 25 年 6 月の行政視察調査特別委員会照会事項（回答票）（オホーツクカントリークラブ）を配布した。 ・ 今後は報告書をまとめていくことを決定した。
第 4 回	H30. 4. 23	・ 平成 25 年 6 月の調査特別委員会調査報告書の内容について協議した。
第 5 回	H30. 5. 7	・ 平成 25 年 6 月の調査特別委員会調査報告書の内容について協議した。
第 6 回	H30. 6. 13	・ 平成 25 年 6 月の調査特別委員会調査報告書の内容について協議した。
第 7 回	H30. 6. 21	・ 平成 25 年 6 月の調査特別委員会調査報告書の内容について協議した。

4. 資料の提出

平成 25 年 6 月の行政視察調査特別委員会へ提供された資料

No.	提供日	資 料 名	備 考
1	H30. 3. 13	平成 25 年 6 月の行政視察調査特別委員会照会事項（回答票）（網走カントリークラブ）	
2	〃	平成 25 年 6 月の行政視察調査特別委員会照会事項（回答票）（オホーツクカントリークラブ）	

5. 調査の内容

前回の平成 25 年 6 月の行政視察調査特別委員会（任期：平成 28 年 12 月 21 日～平成 29 年 12 月 2 日）の審査において、ゴルフをした場所が判明したことからゴルフバッグの貸出状況について照会を行った。

（1）網走カントリークラブへの照会

- ・玉城安男、長嶺實、賀数武治へのゴルフバッグの貸出状況について（日付、ゴルフ場、氏名）照会を行ったところ、回答の内容は以下のとおりである。

1 日目（6 月 6 日）、場所は網走カントリークラブ。玉城安男、長嶺實、賀数武治にフルセット。2 日目（6 月 7 日）、場所はオホーツクカントリークラブ。玉城安男、長嶺實にフルセット。網走カントリークラブにて貸出。

（2）オホーツクカントリークラブへの照会

- ・玉城安男、長嶺實へのゴルフバッグの貸出状況について照会を行ったところ、回答の内容は以下のとおりである。

①貸出があったか。②貸出した人の氏名について照会を行ったところ、「貸出はありませんでした」との回答があった。

6. 総括

今回発足した平成 25 年 6 月の行政視察調査特別委員会の目的は、本市議会議員による行政視察において特定の議員が視察中にゴルフをした問題について、前回の特別委員会では解明されていないゴルフバッグの貸出状況に焦点を当てて調査することであった。

本特別委員会は、特定の議員がゴルフをしたとされるオホーツクカントリークラブ、網走カントリークラブに対し、「ゴルフバッグの貸出について」照会をし、それぞれから文書で回答をいただいた。

回答票からは、2カ所でゴルフをしたことが改めて明らかになり、貸出状況の情報提供がなされた。

前回の特別委員会による中間報告にもあるように、議員が行政視察中においてゴルフをしたことは「不適切」な行為であり、このことは議会の品位を失墜させるもので到底認められるものではない。

この問題を再び繰り返さないためにも、視察先における議員自らの行動に対し、責任を持つとともに、下記により再発防止に努めるものとする。

なお、本件の行政視察に関し、視察目的外に行動したことについては、予算の執行権者において関係法令等と照らし合わせ、旅費の返還に該当する場合は適正に処置されたい。

記

- 1 行政視察を実施する場合は、目的、視察先をあらかじめ具体的に決定し、視察先へ依頼すること。
- 2 視察派遣を決定する場合は、議会又は議長において十分チェックを行うこと。
- 3 旅費精算時において視察実績を十分チェックすること。
- 4 現在設置されている議会改革調査特別委員会において、行政視察のあり方（政務活動費による視察を含む）について十分検討すること。
- 5 議会改革調査特別委員会では、今般、議員の派遣に関する必要事項を定めた「糸満市議会の議員及び委員の派遣に関する要綱」を決定しているが、今後、本要綱を市民の代表として責任と自覚を持ち厳守すること。